

丹波市の教育に関する大綱

～ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち～

(平成27年度～平成31年度)

丹 波 市

平成27年6月

はじめに

合併から10年が経過し、平成27年度からの丹波市の新しいまちづくりの指針となる「第2次丹波市総合計画」がスタートしました。

計画では、先人が築いてきた環境や文化を守り、“人”“自然”を基本に、「人と人」、「人と自然」と、その「交流」を通して、ふるさとに誇りと愛着を持つ人材を育み、丹波市らしさを創造するため、丹波市の将来像、実現すべきまちの姿を『「人と人、人と自然の創造的交流都市」～みんなでつなぐ丹（まごころ）の里～』とし、その実現のためのまちづくりの目標の一つを「ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち」としています。

子どもたちが楽しく学べる教育環境を地域ぐるみで形成し、ふるさとに愛着を持った教育に努めるとともに、お互いを認め合い、家庭や地域において個性を發揮できる体制づくり、さらには、一人一人が生涯を通じて学び、地域の芸術・文化を守っていくことで、郷土愛にあふれ、誇りをもった人を育てるまちをつくることをめざしています。

また、平成27年3月に策定した「丹波市教育振興基本計画・後期基本計画（平成27年度～平成31年度）」については、国や県の教育振興基本計画の施策や理念を整理・踏襲し、将来の我が国の教育をめぐる諸情勢の変化を鑑み、総合計画との整合性を保ちながら、丹波市の教育の基本的方向を示しています。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新たな教育委員会制度に移行するにあたり、本市の教育理念を示し、教育のめざすべき姿とそれを達成するために必要な振興施策の大綱でもある「丹波市教育振興基本計画」の「基本構想」及び「施策の基本的方向」を「丹波市の教育に関する大綱」として策定し、丹波市における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図っていきます。

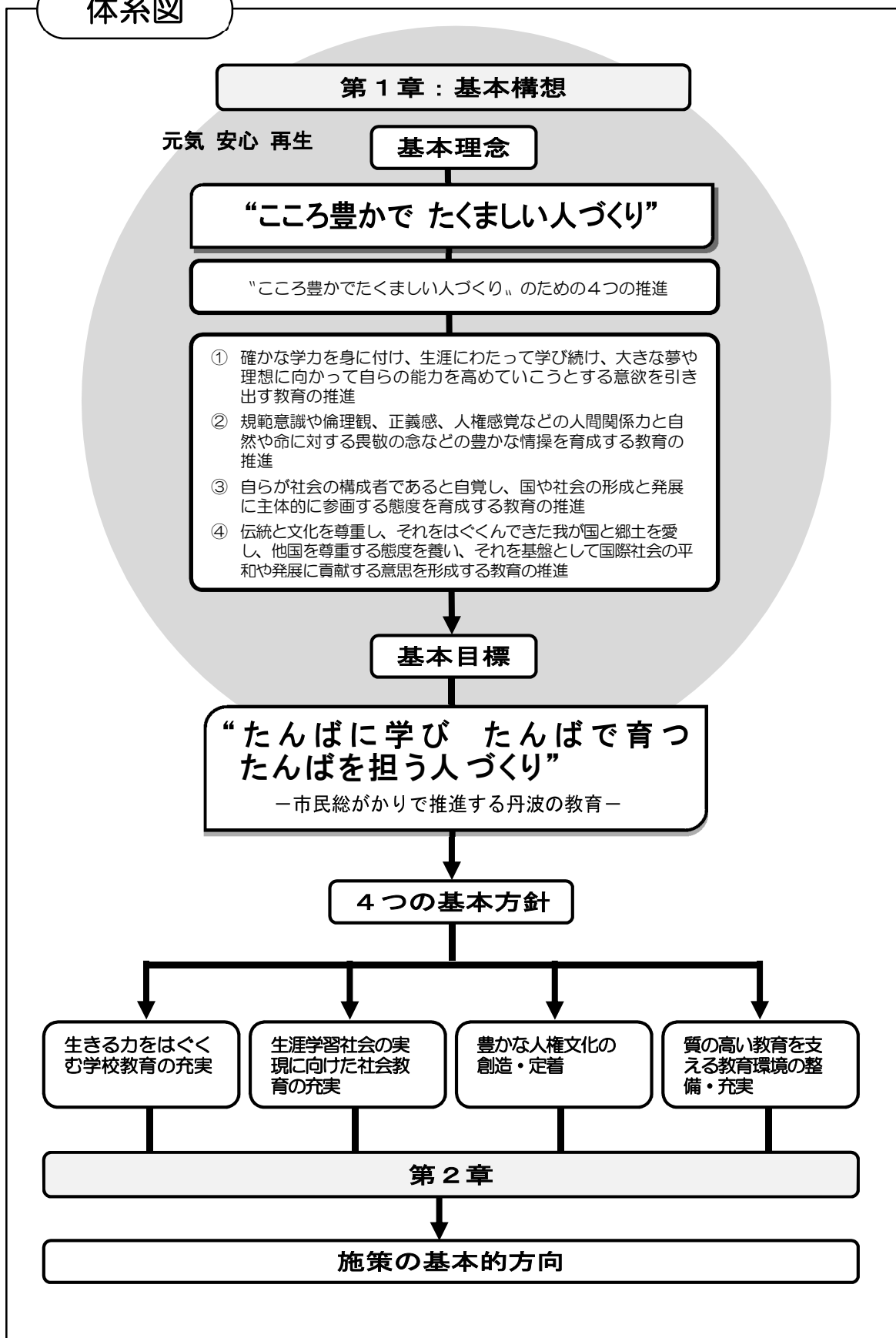
CONTENTS

目 次

丹波市の教育に関する大綱の体系図	1
第1章 基本構想	2
1 基本理念	2
2 基本目標	3
3 基本方針	4
(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の充実	4
(2) 生涯学習社会の実現に向けた社会教育の充実	4
(3) 豊かな人権文化の創造・定着	5
(4) 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実	5
第2章 施策の基本的方向	7
1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実	7
(1) 子どもたちの「確かな学力」の確立	7
(2) 豊かなこころの育成	7
(3) 健やかな身体づくり	7
(4) 子どもたちの「連続した学び」の保障	8
(5) 幼児教育・保育の充実	8
(6) 特別支援教育の充実	8
(7) 人権教育の推進	9
(8) 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上	9
2 生涯学習社会の実現に向けた社会教育の充実	10
(1) 健全なこころをはぐくむ家庭教育力の向上	10
(2) 青少年の健全育成の推進	10
(3) 地域づくりにつながる成人教育	10
(4) 高齢者の生涯学習及びその連携	10
(5) スポーツライフを築くスポーツの振興	11
(6) 芸術・文化に親しむこころ豊かな市民生活の醸成	11
(7) 歴史文化遺産の保存・活用と継承	11
3 豊かな人権文化の創造・定着	13
(1) 人権感覚を培う人権教育	13
(2) 人権教育の学習資料の提供	13
(3) 指導者等の研修推進	13
(4) 各種団体の人権学習への支援	13
4 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実	14
(1) 特色ある学校づくりの推進	14
(2) 学校給食の充実	14
(3) 安全・安心な教育環境の実現	14
(4) 社会の変化に対応した教育の推進	15
(5) 質の高い教育を支える環境の整備	15
(6) 学校の適正規模・適正配置の推進	15
(7) 教員が一人一人の子どもに向き合う環境づくり	15
(8) 子育て支援施策の充実	16
(9) 要保護児童対策の充実	16
(10) 教育委員会の機能充実	16

丹波市の教育に関する大綱

体系図



1 基本理念

『こころ豊かでたくましい人づくり』

知識基盤社会における教育の役割は、「生きる力」や「豊かなこころ」を育成するとともに、生涯を通して学び、成長しつづけるための基盤を培うことにあります。確かな学力を身に付け、生涯にわたって学び続けていこうとする意欲を引き出すことや、規範意識や倫理観、正義感、人権感覚など豊かな情操を育成する教育の推進が大切です。

しかし、本市においても国際化、高度情報化、少子高齢化等が進展し、経済性や利便性と相反して人間関係の希薄化を招いています。友だちや家族、地域の人々など、身近な人々と様々にかかわり合い、実体験の中で達成感を味わい、生涯にわたって学び続ける環境を学校・家庭・地域が一層連携を図り、互いに協力し合ってつくっていく必要があります。

さらに、子どもや保護者、地域住民のニーズに応え、地域性を生かした特色ある教育を推進するために、災害や不審者対策、環境や衛生面等に配慮した安全かつ安心して学習できる教育環境の整備・充実もあわせて推進します。

これからの丹波市を担う子どもたちに必要な力を培うため、学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を発揮しながら連携・協力し、信頼関係を深め、「市民総がかりの教育」を推進するとともに、元気な丹波を創造します。

「こころ豊かでたくましい人づくり」のための4つの推進

- ① 確かな学力を身に付け、生涯にわたって学び続け、大きな夢や理想に向かって自らの能力を高めていこうとする意欲を引き出す教育の推進
- ② 規範意識や倫理観、正義感、人権感覚などの人間関係力と自然や命に対する畏敬の念などの豊かな情操を育成する教育の推進
- ③ 自らが社会の構成者であると自覚し、国や社会の形成と発展に主体的に参画する態度を育成する教育の推進
- ④ 伝統と文化を尊重し、それをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重する態度を養い、それを基盤として国際社会の平和や発展に貢献する意思を形成する教育の推進

2 基本目標

『たんばに学び たんばで育つ たんばを担う人づくり』 ～ 市民総がかりで推進する丹波の教育 ～

丹波市は、兵庫県の中東部に位置し、1億数千万年前の草食恐竜の化石が眠るなど、豊かな緑に囲まれた自然景観と歴史的街並みが数多く残る地域資源豊かな地域です。兵庫県で5番目に大きい面積は、森林と農地がその8割を占めており、周囲を山に囲まれた豊かな自然環境は、子どもたちがのびのびと育つ基盤となっています。

これからの丹波市の発展にとって、人づくりが重要であり、まちづくりの基本は教育にあるという『こころ豊かでたくましい人づくり』の理念に基づき、人々のまごころや丹波市の自然・文化に学び、「丹（まごころ）の里」として市民総がかりによる元気で、心のゆとりや豊かさが感じられる教育を推進します。

そして、丹波市の未来を担う子どもたちに、「生きる力」と「豊かなこころ」をはぐくんでいける教育環境の整備を進めるとともに、市民一人一人が自分のライフスタイルに合わせて、生涯にわたって学び、愉しみ、個性や能力を発揮することができる生涯学習社会の実現をめざします。

いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に行動し、よりよく問題を解決する資質や生涯にわたって学び続けていこうとする意欲を持った元気な丹波っ子を育てていきます。

そこで、「たんばに学び たんばで育つ たんばを担う人づくり」を基本目標とし、次の4つを基本方針として丹波市の教育を推進していきます。

4つの基本方針

- (1) 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
- (2) 生涯学習社会の実現に向けた社会教育の充実
- (3) 豊かな人権文化の創造・定着
- (4) 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

3 基本方針

(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

学校教育においては、子どもたちが変化の激しい時代を主体的に生きるために、一人一人の学ぶ意欲や学力を向上させるとともに、子どもたちの可能性を最大限に伸ばしながら、「生きる力」をはぐくまなければなりません。

そこで、学校においては、「わかる授業」を実践し、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成とともに学習意欲の向上や学習習慣の一層の確立を図り、確かな学力を身に付けた子どもを育成します。また、教育内容の改善や教員の資質・能力の向上を図るため、教員研修の充実や研究成果の蓄積・活用、学校の実情に応じた適切な教員配置に努めます。

さらに、保育所（園）、幼稚園、認定こども園と小学校、小学校と中学校の連携による教育を一層推進し、0歳から15歳までを見通し、発達段階に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、県立高等学校との交流も推進します。

また、「豊かなこころ」の育成については、基本的な生活習慣や社会生活を送る上で必要な規範意識、生命の尊重、他者を思いやるこころ、感受性、社会性、倫理観、正義感など、時代を超えた豊かな人間性の充実が求められています。そのために、学校においては子どもたちの豊かな情操や規範意識、公共の精神などをはぐくむ観点から道徳教育を一層推進します。

さらに、伝統・文化等に関する教育の推進、環境教育の推進など、豊かな自然、貴重な文化財、すばらしい人材、産業など地域素材を発掘し、学校・家庭・地域が相互に連携しながら学習に生かすことを通して、ふるさとに対する親しみ、誇り、自信などの心情をはぐくむ教育を推進します。

(2) 生涯学習社会の実現に向けた社会教育の充実

こころ豊かに暮らすことができる潤いと活力ある社会を形成していくために、市民が生涯を通じて自ら学び、文化、芸術、スポーツに親しみ、社会参加できる「生涯学習社会」の実現を図ります。そして、生涯にわたる学習活動を推進する観点から、家庭教育・学校教育・社会教育それぞれの教育機能の充実を図り、教育委員会と市の機関が一体となって生涯学習のまちづくりを推進します。

家庭教育においては、核家族世帯の増加や地域における人間関係の希薄化、子育てに関する親の意識の変化などにより、子育てについての悩みが増加する家庭が増え、家庭の教育力の低下が指摘されています。妊娠から出産期に育児不安など親が悩みを抱えるケースは様々ですが、それを克服するための親同士のネットワークを促進するとともに、市をはじめ関係機関との連携、学習・交流の場を提供するなどして子育て支援を推進していきます。

(3) 豊かな人権文化の創造・定着

少子高齢化や情報化、国際化が進んでいく中、市民一人一人が家庭や地域の中で温かいところところのつながりを持ち、「丹（まごころ）の里」にふさわしい豊かな人間関係を創り出していくことは、ともに生きる社会の実現に最も求められることです。

日本の歴史の中で形成されてきた村落（まち）共同体における市民意識には、かつては「結（ゆい）」の精神を基盤とした緊密な人間関係があり、各自治会等でも精神的なつながりは強いものがありました。しかし、今日の成熟社会の中では個人の考え方や生き方が以前にも増して尊重されるようになる一方で、組織としての束縛性が薄れたことを一因として、各自治会内等での人間関係の希薄化がしだいに危惧されるようになっていきます。

このような中、こころ豊かな人間関係は、自治公民館をはじめいろいろな機関が実施する学習機会や市民一人一人の生涯にわたる学習により、すべての市民がいろいろな立場や環境、世代を超えて、こころ豊かに生活することができる共生社会の実現によって創り出されるものです。

そして、こうした共生社会を実現していく中で、人権文化が築かれていきます。この人権文化を定着させるために、基礎となる学習資料の提供と啓発、支援者や指導者等の資質の向上のための研修の充実を図ります。

(4) 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

急激な社会変化の中、教育の中立性、継続性、安定性を保ちながら、保護者、地域住民、各関係機関との連携を図り、地域の人材や教材の積極的な活用を図るとともに、子どもや保護者のニーズに応え、地域性を生かした特色ある学校教育を推進します。

児童、生徒の安全確保と地域住民の避難場所としての機能を確保すると同時に、多様な学習活動に対応できるよう、施設整備を推進します。

施設整備にあたっては、高機能かつ多機能で変化に対応できる教育環境を整備するとともに、人や環境にやさしい設備を確保し、地域の学習の場、地域住民とのコミュニケーションの場として地域に開かれた学校整備をめざします。また、警察等の関係行政機関や地域社会との連携を深め、学校安全ボランティアや学校の安全管理に関する取組が充実するよう努めます。

情報社会に対応し、より質の高い教育をめざすため、学校図書館や教室のICT環境を整備するとともに、より一層の活用を促進します。また、児童生徒数が減少する中、学校・園の規模や通学距離等を見直し、丹波市立学校適正規模・適正配置基本方針等により、丹波市に学ぶ子どもたちにとって、よりよい教育環境の実現をめざします。

教員が、子ども一人一人に向き合う時間を確保する観点から、事務処理の効率化、教職員配置の適正化や外部人材を活用するなど、一人一人の子どもに向き合う環境づくりを推進します。

これら質の高い教育を支える環境の整備・充実を図る上で、より一層教育委員会機能の充実を図ります。

第2章 施策の基本的方向

1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

自ら進んで学ぼうとする意欲、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等の学力の確立を図り、生命の尊厳を基盤に、いじめ・暴力を許さず、あらゆる人権課題を主体的に解決しようとする力を育成するとともに、規範意識の醸成を図ります。そのために、0歳から15歳までを見通し、発達段階に応じたきめ細かな指導に努め、子どもたちの一人一人のニーズに適切に応える教育を推進します。

(1) 子どもたちの「確かな学力」の確立

基礎的な知識・技能、それを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、さらに主体的に学習に取り組む意欲・態度などの確かな学力の定着に向けて、少人数指導、個に応じた指導などきめ細かな指導に努めながら、様々な人々との協働学習、多様な体験を通じた課題探求型の学習を推進します。

生涯にわたって学び続ける力を育成するため、達成感や満足感が得られる授業を実現し、主体的に学習に取り組む態度を育成します。また、「学習タイム」や家庭学習の充実を図ることにより学習習慣の確立に取り組みます。

(2) 豊かなこころの育成

社会性や規範意識、生命の尊重、思いやりなどの豊かなこころを育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、相手を尊重するところや思いやりのところなど児童生徒の豊かな人間性の育成を図ります。特に、「丹波市いじめ防止基本方針」（平成26年3月）の趣旨を踏まえ、子どもたち一人一人の自己有用感の醸成を中心として、家庭及び地域や関係機関等との連携を促進し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等、いじめを許さない学校づくりを推進します。

また、不登校や問題行動等の解決に向けた教育相談体制や生徒指導体制の充実・強化を図ります。

(3) 健やかな身体づくり

子どもたちに生涯にわたる健康の保持増進の基礎を培うため、運動の特性や魅力にふれ、

体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを実感させることにより、継続して運動に取り組むことができる資質や能力の育成を図ります。

また、学校教育活動全体を通して組織的・計画的に食育を推進し、子どもたちに望ましい食習慣の形成を図るとともに、子どもたちが抱える心身の健康課題に適切に対応するため、家庭や医師、専門家など関係機関との連携による健康教育を推進します。

さらに、発達段階に応じ、自らの安全を守る能力を身に付けさせるため、防災教育・安全教育の推進を図ります。

(4) 子どもたちの「連続した学び」の保障

「知識基盤社会」の時代にあって重要となる、学び続けることができる子どもの育成に向けて、0歳から15歳までの子どもの成長と学びの連続性を見据えた環境づくりを推進します。

そのために、認定こども園の設置を推進し、0歳から5歳までのこの時期にふさわしい保育及び教育の充実を図るとともに、認定こども園・保育所(園)・幼稚園と小学校との連携を通じ、円滑な接続に向けて取組を進めます。

また、小学校と中学校の円滑な接続を目指し、子どもたちの発達に合った学びを実現するため、小・中学校が連携した取組を推進します。さらに、市内3高校との連携を推進することにより、学習指導、進路指導等の充実を図ります。

(5) 幼児教育・保育の充実

子どもたちに生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、一人一人の子どもの特性に応じた教育・保育の質の維持・向上を図ります。そのために、直接的・具体的な体験活動や協働する経験の機会を充実するとともに、認定こども園、保育所(園)、幼稚園との連携した取組を推進し、保育士・教諭の資質向上を図ります。

さらに、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼児や児童の交流や教職員の合同研修を推進します。

(6) 特別支援教育の充実

子どもの自立と社会参加を見据え、支え合う共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を図ります。

障害のある子どもへの適切な指導及び必要な支援を図るために、早期からの教育相談や支援、就学支援、就学後の適切な教育等を一貫させ、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成や活用の推進等を通じて、一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。

そのために、特別支援教育コーディネーターを核とした校内体制の整備と関係機関との連携強化、教職員の専門性の向上を図ります。

(7) 人権教育の推進

社会の変化に伴い、いじめやインターネットによる人権侵害等、複雑化・多様化している人権課題の解決に向けて、「丹波市人権施策基本方針」に基づき、様々な体験的な活動を通して、主体的に取り組もうとする意欲や態度を育成します。また、国際化が進展する中、多様な文化的背景を持った人々と互いの人権を尊重しあえる教育を推進します。

そのために、家庭、地域との連携を図り、思いやりのところや共生のところを育成し、人権意識を高める取組を推進します。

(8) 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

子どもを取り巻く環境の変化や、保護者や地域からの要請が多様化・高度化する中で、子ども、保護者、地域から揺るぎない信頼を確立するため、教職員一人一人の力を組織的かつ機動的にいかしていく協働体制の確立を図ります。

また、子どもたち一人一人の個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、教職員の資質と実践的指導力の向上に取り組みます。

2 生涯学習社会の実現に向けた社会教育の充実

(仮称)丹波市生涯学習基本計画等に基づき、市民一人一人が、生涯を通じて健康で生きがいのある人生や自己実現を図るとともに、市民が主体的に学び、学んだ成果をまちづくりの実践に生かし、さらに実践の中から生じた新たな課題へ挑戦する「知識循環型生涯学習社会」を形成します。

(1) 健全なところをはぐくむ家庭教育力の向上

すべての教育の原点である家庭の教育力の向上を図るため、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援の取組を推進するとともに、親の主体的な「学び」と「育ち」を支援します。また、地域の子育てに積極的にかかわる気運の醸成を図るため、身近な地域において、家庭教育を支援する人材（子育てサポーター等）を育成し、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進します。

(2) 青少年の健全育成の推進

青少年自身が、前向きに生きる意欲を持ち、豊かな人間性や規範意識・社会性を身に付けるため、自然体験やスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動等に積極的に取り組むことができる環境を整備します。また、青少年の問題は社会問題の一端であることを踏まえ、社会が青少年の健全な育成を図るうえで望ましいものであるよう、大人の規範意識の改革にも取り組みます。

(3) 地域づくりにつながる成人教育

市民がいきいきとして主体的に地域づくりを推進するため、市民自らが地域の教育力向上に向け、地域の実情に応じた情報や学習機会を提供するなど、その中心となるリーダー等の人材育成に取り組みます。

(4) 高齢者の生涯学習及びその連携

高齢化社会を迎え、高齢者グループなどの自主的な生涯学習活動を支援するとともに、生涯学習活動により得た経験や知識等の学習成果を地域社会の中で生かす機会の提供を行うなど支援します。

(5) スポーツライフを築くスポーツの振興

個々のライフスタイルに合ったスポーツを推進することで、スポーツ環境の基盤整備を図り、スポーツを通じて地域コミュニティの活性化と地域の教育力の再生をめざし健康寿命日本一に向けた取組を進めます。

※スポーツ（学校における体育に関することを除く）については、「丹波市スポーツ推進計画」で定めます。

(6) 芸術・文化に親しむこころ豊かな市民生活の醸成

美術館については、質の高い優れた芸術文化に触れる機会を提供し、市民がこころ豊かでいきいきとした生活を送るとともに、豊かな人間性の涵養と芸術に親しむ文化を次世代へ継承できる青少年の育成を図ります。

そのために、美術館が市民にとって身近な「芸術文化の拠点」となるようバランスのとれた魅力ある展覧会を開催し、併せて、美術館友の会と連携し市民参画による運営を推進します。

さらに、芸術家の育成を図り、創作活動のための場づくりを推進します。

図書館については、市民にとって利用しやすい「地域の情報拠点」を目指し、読書の推進や支援だけでなく、市民の生活や仕事等の各分野における課題解決を支援できるように図書館の機能の強化、充実を図ります。

また、「丹波市子ども読書活動推進計画」（平成23年1月）に基づき、関係機関と連携し子どもたちが読書に親しめる環境づくりを推進し、進んで読書をする子どもたちを育成します。

さらに、読みたいときに読みたい本が気軽に読めるように、図書館サポーターや読み聞かせボランティアと連携し、市民参画による図書館運営を行います。

多くの市民に美術館、図書館を利用していただき、芸術・文化に親しむこころ豊かな市民生活が送れるように、美術館、図書館に関する充実した情報発信を図ります。

※文化に関すること（文化財保護、図書館、美術館に関することを除く）について

は、「(仮称)丹波市生涯学習基本計画」で方向性を示します。

(7) 歴史文化遺産の保存・活用と継承

歴史文化遺産の保存・活用を通して、市民が地域の歴史や文化財に触れることにより、市民に地域への誇りや愛着が醸成され、歴史文化遺産の保存や活用が、まちづくりにつな

がることをめざします。

そのため、歴史文化遺産を次代へ継承していくために、地域と連携協力を図りながら、歴史文化遺産の保存・活用を推進するとともに、滅失の恐れのある歴史的な建造物の悉皆調査を進め、地域にある歴史資料の掘り起こし等に努めます。

埋蔵文化財については、地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにする上において大切な遺産であるので、開発事業と円滑な調整を図りながら発掘調査を進め、出土遺物の適切な記録保存に努めます。

3 豊かな人権文化の創造・定着

これまでの同和教育を重要な柱とした人権教育の取組や教訓に学びつつ、成果を継承し、広く市民に人権尊重の精神を培うとともに、豊かな人権感覚をはぐくみ、「人権文化を高めるまち」の創造と定着をめざして、「丹波市人権施策基本方針」に基づき、次のとおり施策を推進します。

(1) 人権感覚を培う人権教育

市民一人一人が、自他の人権について正しく理解し、互いの異なる考え方、生き方、価値観などを尊重し、人権を認め合う共生社会を築くため、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の人権にかかわる今日的な課題の解決に向けて、家庭・地域や職場で取り組む学習を推進します。

(2) 人権教育の学習資料の提供

人権についての正しい理解と人権意識の高揚を図るため、人権関係の諸機関と連携し、研修講師、教材など人権教育に関する情報を収集・整理し、様々な人権問題の理解や課題解決の参考となる資料や学習機材を提供します。また、これらを生かした効果的な住民人権学習を推進します。

(3) 指導者等の研修推進

地域に密着した自主的な人権教育が効果的に推進されるよう、人権学習推進員・支援者の技能（スキル）を向上するための研修について充実を図ります。

(4) 各種団体の人権学習への支援

各種組織や団体、企業等の主体的・自主的な人権教育の取組を支援し、それぞれの課題に応じた情報や学習機会を提供します。また、地域組織、各種団体、企業との連携を一層深めるなど、人権ネットワークづくりを推進します。

4 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

幼児児童生徒が安全で安心できる教育環境を保障するため、家庭や地域社会と連携した活動に継続して取り組むとともに、老朽化の著しい施設の老朽化対策事業の推進や施設のバリアフリー化をはじめとする学校設備の整備・充実を図ります。また、児童生徒の学習意欲や学び合う力を高める新たな学習を推進するとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境を作るため、ICT環境の整備に努めます。さらに、外部人材の活用、学校図書館の整備等、質の高い教育を支える教育環境の整備・充実に対する取組を総合的に推進します。

(1) 特色ある学校づくりの推進

学校園だよりの発行やホームページの更新をはじめ、学校評価の実施や公表など、学校運営の状況に関する情報提供を積極的に行って、家庭や地域に信頼される学校づくりをめざします。さらに、子どもたちの成長にかかわる教育活動への地域住民の幅広い参画を推進し、地域と連携した学校づくりをめざします。

こうした取組により、学校運営全体の改善を図るとともに、学校外の施設や人材などの地域の教育力を活用し、郷土の歴史や文化にふれ、地域との絆を感じる機会の充実を図ることで、ふるさと意識を醸成する学校づくりを推進します。

(2) 学校給食の充実

学校給食において地場産物を積極的に活用する地産地消を推進し、安定的な学校給食の提供をめざします。また、学校給食従事者の研修を充実させ、知識と技術の向上に努めるとともに、給食に関する情報提供にも努め、安全・安心な学校給食を推進します。食物アレルギー対応については、学校現場と各給食センターとの連携を密にして対応します。

さらに、より効果的な学校給食を実現するための方策の一つとして、民間活力の導入を推進し、「丹波市食育推進計画」(平成25年3月)をもとに食を通して自らの健康を考える子どもの育成を図ります。健全な食習慣の形成には家庭との連携が不可欠であることから、家庭への啓発を推進します。

(3) 安全・安心な教育環境の実現

登下校時における地域社会・家庭と連携した見守り活動をさらに充実させるほか、歩道の整備・横断歩道の設置など関係機関と連携して効果的な対策を実施します。

また、市内すべての小中学校へのAED（自動体外式除細動器）設置に伴い、学校教職員を対象に普通救命講習を実施し、安心して学べる環境づくりを推進します。

さらに、学校施設整備計画に基づき、施設の長寿命化、バリアフリー化、防災機能の充実を行い安全・安心な学校施設づくりを推進します。

（４）社会の変化に対応した教育の推進

生涯にわたり学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」を育成するため、ICT機器の活用等による協働型・双方向型の学習を推進し、基礎的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、学習意欲・知的好奇心を十分に引き出す学習を推進します。また、子どもたちが地域社会の一員であるという自覚と地域社会の活動に主体的に参画する態度をはぐくむため、家庭・地域と連携した市民総がかりの教育を推進します。

（５）質の高い教育を支える環境の整備

快適な学習環境と時代の変化に対応した施設整備を実現するため、屋外教育環境整備、木材を使った教育環境整備、特別教室のエアコン設置等教育環境整備を推進します。

また、現行学習指導要領の趣旨を踏まえ、新たな教材整備を図るとともに、教育用コンピュータ、校内LANなどのICT環境を活用し、わかる授業づくりを一層充実させます。

そのために、すべての教員が日常的にこれらを活用した授業ができるよう学校の情報化を推進します。併せて、学校図書館の充実を図ります。

（６）学校の適正規模・適正配置の推進

「丹波市立学校適正規模・適正配置基本方針」（平成23年2月）に基づき、教育水準の維持・向上を図り、生き抜く力を培うことができる教育を将来に渡って保障する観点から、学校の適正規模・適正配置等について検討を行い、保護者や地域住民と協議を重ねながら推進します。また、特色ある学校づくり、新しい学校を核とした地域活動のあり方についても並行して地域と協働していきます。

(7) 教員が一人一人の子どもに向き合う環境づくり

教員が一人一人の子どもと向き合う時間を確保する観点から、校務の情報化、学校事務の効率化・簡素化、研修・会議・調査などの実施方法の工夫改善、ノー残業デーの定着等に一層取り組みます。また、新学習システム推進教員等の加配教員や特別支援教育支援員を適正配置するとともに、外部人材を積極的に活用する等、教員が一人一人の子どもに応じたきめ細かな指導ができる環境づくりを推進します。

(8) 子育て支援施策の充実

「丹波市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月）に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供等を計画的に進めます。

また、すべての子育て家庭が社会全体で支えられ、安心して子どもを生み育てることができるよう環境を整えるとともに、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように、総合的な子育て支援施策を展開します。

(9) 要保護児童対策の充実

要保護児童対策地域協議会（通称「たんば子ども安心ネット」）を中心として、行政・地域・教育機関等が連携して情報の共有化を図ることにより、適切な支援と子どもたちが安心して生活できる環境づくりを推進します。

また、子育てに係る悩みのほか、家庭や学校での悩み等全般に対する相談体制の強化を図っていきます。

(10) 教育委員会の機能充実

教育委員会会議の一層の活性化を図るとともに、学校等教育施設の視察等を通して、教育現場の実情把握に努めるなど、教育委員会機能の充実を図ります。さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成27年4月施行）に伴う、地方教育行政制度の改革を推進します。

また、教育委員会の自己点検・評価を行い、市民への説明責任を果たすとともに、教育行政の充実を図ります。

丹(まごころ)の里



丹波市

丹波市の教育に関する大綱

～ふるさとに愛着と誇りをもった人づくり～

丹波市企画総務部総務課

兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地